

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第49号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都コンサートホールの利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都コンサートホール条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「359, 330」を「431, 200」に, 「502, 850」を「603, 420」に, 「717, 610」を「861, 140」に, 「86, 950」を「95, 650」に, 「121, 520」を「133, 680」に, 「172, 850」を「190, 140」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都コンサートホール条例の規定による京都コンサートホールの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の申請に係る京都コンサートホールの利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)